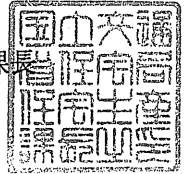


国住生第294号
平成19年11月27日

各住宅・建築関連団体の長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課



セーフティネット保証（5号）の対象業種の追加について

本年6月の改正建築基準法の施行に伴い、建築着工が大幅に減少し、全国的に建築関連業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、建築関連中小企業者への金融の円滑化を図るため、セーフティネット保証（5号）の対象業種の追加指定が行われましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、貴会員企業等に対しても、この旨周知方お願いします。

【参考】追加指定業種

- 建築工事業（木造建築工事業を除く）※
- 木造建築工事業※
- 大工工事業
- 鉄骨工事業
- 石工・れんが・タイル・ブロック工事業
- 金属製屋根工事業
- 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）
- コンクリート製品製造業（コンクリートパイル製造業に限る）
- 砕石製造業
- 建設用金属製品製造業（鉄骨製造業に限る）
- 建築用金属製品製造業（扉、シャッター、サッシ、エクステリア、カーテンウォール製造業に限る）
- 鉄鋼卸売業
- 建築設計業※
- 測量業
- その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る）

注）産業分類は、日本標準産業分類によります。

※ 建築工事業、木造建築工事業、一般土木建築工事業には、不動産業のうち主として建物の売買を行う事業所で、自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所が含まれます。また、建築設計業には、指定確認検査機関等が含まれます。

【セーフティネット保証の概要】

中小企業庁ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

【セーフティネット保証に関するお問い合わせ先】

最寄りの信用保証協会 <http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm>